

令和7年度 伊加賀小学校 学校経営方針

基本方針

- ・日本国憲法、教育基本法等の教育諸法規・法令に則り、保護者、市民の信託に応える教育を推進し、豊かな心と、自主性・創造性・実践力に富む児童の育成に努める。
- ・児童及び地域の実態を踏まえ、校長のリーダーシップの下、責任ある組織的・計画的な教育活動と全教職員の創意工夫を生かした教育実践を通して、児童一人ひとりの人間形成を図るため、学び続ける教職員とめざす子ども像の具現化に努める。

2. 学校教育目標

『**明るい子・思いやりのある子・考える子・最後までやりぬく子**』

めざす子ども像

- ・明るい子：明朗で心身ともに健康な子
- ・思いやりのある子：自他ともに認め合い、友だちを大切に仲間どうし支え合える子
- ・考える子：物事について自らよく考え探求し、正しい認識と判断により積極的に実践する子
- ・最後までやりぬく子：強い心と身体で困難を克服し物事をやり遂げる子。

3. 重点目標

「枚方市教育大綱」「枚方市教育振興基本計画」「学校園の管理運営に関する指針」を踏まえ、次の重点目標を設定する。

(1) 確かな学力と自立を育む教育の充実

学習指導要領の趣旨を踏まえ、求められる資質・能力の育成に向けて、ICT を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進すると同時に、カリキュラム・マネジメントの充実を図る。また教育活動全体を通じて、児童が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、目標をもち、自ら考えながら、自己実現を図っていく。

(2) 教職員の資質・指導力の向上

服務規律の確立を図り、保護者、市民の教育に対する信頼を高めると同時に、教職員の働き方を見直し、教職員が心身ともに健康でやりがいを持って勤務することで教育の質の維持・向上を図る。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や「カリキュラム・マネジメント」等の組織運営改善に係る教育課題に対応した研修を通して、教育的愛情にあふれ、高い意欲と優れた指導力を有する教職員の育成をめざす。

(3) 学びのセーフティネットの構築

児童が安全で安心して学べる体制の構築に努める。安全な学校環境を保持するため、定期的な安全点検及び危機管理マニュアルの見直し等を行い、危機管理体制の確立を図る。いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、学校において誠実かつ丁寧に組織的対応を行う。また、不登校や児童虐待等、支援を必要とする児童にかかわる様々な事象に対して、未然防止や早期対応ができるよう、情報の共有化を適切に進めるとともに、関係部署、関係機関、地域とともに総合的な取組を進める。

令和6年度の重点的に進める3つの取組(めざす学校像)

1. 安全・安心・信頼の学校づくり(一人一人が大切にされる、心地よい学校)

学校は、子どもたち一人一人が学ぶ楽しさを感じながら、心から安心して過ごすことのできる安全な場所であればならない。安全教育にあたっては、児童が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、防災教育にあたっては、「主体的に行動する態度」を育成するよう指導する。

また生徒指導においては、近年の問題行動の多様化や低年齢化に対して、全教職員がカウンセリングマインドを身に付け、内面にせまる心の通った指導を行う。とりわけ、いじめは重大な人権侵害として根絶すべき教育課題として、速やかかつ組織的に取り組む。子ども・保護者・地域の願いに応え、「安全・安心・信頼の学校づくり」を進め、子ども・保護者・地域から信頼される学校づくりを行う。

2. 確かな学力の育成と授業改善(よく考え、自立して学ぶことのできる学校)

課題を認識し、その課題に基づく校内研究テーマを設定し、「学力向上プラン」を活用しながら、組織的かつ計画的に取り組むを進める。教員が協力協働して取り組むことで、教員一人ひとりの授業力が向上するとともに子どもたちへ確かな学力を身につけることができる。学習指導要領の理念である「主体的・対話的で深い学び」のため児童が自己選択できる場面や自己の学びを深めることができるような授業に取り組んでいく。また児童一人ひとりの学力や進度に合わせた家庭学習や自学自習などの「個別最適な学びや児童の思考がアクティブになる「協働的な学びを実現し、児童が主役の授業づくりを目指す。

3. 豊かな学びを支える学校づくり(つながりを広げ、笑顔のあふれる学校)

学校への信頼の醸成や課題解決の促進のため、ブログ等で学校の様子を公開し、地域や保護者等との協力関係を構築する。複雑化・多様化した課題を解決していくために、カリキュラムや日々の教育活動において教職員や多様な地域人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせる。また教職員一人ひとりの力が発揮できるよう業務改善に取り組んでいく。

【具体事項】

(1) 学校運営体制について

- ①責任を明確にした校務処理体制を確立し、校内組織の活性化を図る。
- ②機能的な学校運営を進めるため、校務分掌の見直し・教職員の事務負担軽減の取組を推進する。
- ③幼保こ・小・中学校の円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した学力向上の取組を推進する。
- ④学校経営方針及び重点目標について、学校運営協議会での議論や情報共有を行う。

(2) 学習指導について

- ①学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。
- ②別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ること。各教科の授業において、児童・生徒が1人1台端末・ICTを文房具として活用するよう授業改善を図る。
- ③すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を学校全体で育成する。
- ④学習指導要領及び学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて教育課程を編成すること。地域の実情や学校の実態等を踏まえた具体的な教育目標を設定し、その実現に向けて教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら、教育内容等を組織的に組み立てる。

- ⑤学習評価を行うに当たっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、児童・生徒にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実するよう指導する。
- ⑥確かな学力を育むために、課題に正対した根拠に基づく研究内容を設定し、学校の組織的な取組を一層進める。

(2) キャリア教育・進路指導について

- ①児童が「学ぶこと、生きること」について、自ら目標を持ち、自ら考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていくことができる能力や態度を身に付けられるよう指導・支援する。

(3) 道徳教育について

- ①道徳科の授業においては、児童が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己の人間としての生き方について考えを深められるよう、子どもたちの実態に即しながら指導を工夫する。
- ②道徳教育の全体計画及び年間指導計画の作成に際しては、児童や地域の実態、学校の特色等を考慮し重点目標を定めた上で、各教科等における道徳教育に関わる指導内容及び時期を整理したものを別葉にして加え関連付けるなどして、年間を通して活用しやすいものとする。

(4) 人権教育について

- ①本市の「人権教育基本方針」を踏まえ、人権尊重の精神に立った学校づくりを進め、すべての児童の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりを図る。
- ②関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害者の人権が尊重される教育を推進するため、障害についての理解を深める教育を系統的に実施する。
- ③児童虐待の防止にあたっては、児童が相談しやすい体制を構築するとともに、児童や保護者の状況把握と、未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- ④女共同参画社会の実現をめざした教育活動を適切に計画・実施する。
- ⑤平和教育の指導にあたっては、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会の実態を踏まえて基本的事実をとらえる力を育て、平和と安全の確保について児童に主体的に考えさせるよう努める。

(5) 健康教育について

- ①児童の体力状況を正確に把握・分析した上で、体力向上推進計画を作成し、教育計画に掲載する。また、授業等の工夫・改善を行い、体力づくりを推進する。
- ②学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図る。
- ③児童の実態を踏まえ、指導の内容、方法、指標等を決定し、食に関する指導の全体計画を作成し、推進する。
- ④学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、食物アレルギー等に係る事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行える体制を整える。

(6) 特別活動・その他教育活動について

- ①学校の実態や児童の発達段階等を考慮し、創意工夫するとともに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間等の指導との関連を図り、全体計画及び年間指導計画を作成する。

- ②儀式的行事は、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行う。また、入学式や卒業式などにおいては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導する。

(7) 教職員の服務について

- ①服務の宣誓内容を日頃から教職員に強く意識させ、日本国憲法、地方自治及び教育関連の法規法令の下、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行するよう指導する。
- ②勤務時間の内外に問わず、あらゆる機会を捉えて教職員の不祥事防止の徹底を図る。

(8) 学校における働き方改革について

- ①学校の経営方針等において、国通知や様々な取組事例等を参考にし、教職員の働き方に関する視点を盛り込み、管理職がその目標・方針に沿って学校運営を行う。
- ②学校の実情を踏まえ、その権限と責任において、できることを直ちに行うという考えのもと、業務の在り方の見直しを進める。
- ③学校運営協議会等で各校における働き方改革の取組について議論する等、保護者、地域と共に考え、連携協働を進める。
- ④学校の特色や状況を踏まえた上で、長時間勤務の縮減に向けた取組を進める。
- ⑤出退勤システムを活用し、在校等時間管理及び健康管理を徹底するとともに、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に則り、時間外在校等時間が月 80 時間を超え、疲労の蓄積が見られる教職員には、産業医による面接指導の受診について指導する。
- ⑥学校現場の労働環境を整え、教職員の健康及び福祉の確保に努める。教職員に時間外又は休日勤務を命じる場合には法令その他の規則等に基づき適切に行うことや、休憩時間を取得しやすい環境づくりを行うとともに、当該時間に取得できない場合には他の時間帯に与える等、安全配慮義務を果たす。
- ⑦ストレスチェックを適切に実施し、集団分析結果を活用し、よりよい職場環境づくりに努める。
- ⑧笑顔の教職員・学校づくりのため、枚方市教職員メンタルヘルス相談窓口の周知や、校内における相談体制の明確化等、専門家との連携やラインケアの充実に努める。

(9) 教職員研修について

- ①初任者等経験年数の少ない教職員（初任期教職員）の校内 OJT 推進組織のマネジメントを行う。校内組織としてメンターチームを組織し、定期的な会議を通じて、年間指導計画に基づく進捗状況を把握し、初任期教職員の育成を図る。10 年経験者研修の校内研修は、個々の教諭等の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、指導力の向上等、教諭等としての資質の向上を図る目的を踏まえ、校長を中心に、組織的・計画的に実施する。
- ②すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、人権問題を正しく理解するとともに、豊かな人間性を身に付けられるよう努める。また、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導する。
- ③学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。
- ④「研修等に関する記録」を活用して、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ主体的に学び続けることができるよう、校長は研修履歴を活用し対話に基づく受講奨励に努める。

(10) 支援教育について

- ①障害の有無にかかわらず、すべての児童の将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、その可能性を十分に引き出すとともに、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての児童がともに育ち合うよう、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努める。
- ②「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある児童及び保護者の意向を受け止め、合意形成を図る。

(11) 学校・家庭・地域の連携について

- ①児童に必要な資質・能力とは何かを保護者や地域住民等と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組む。
- ②学校運営に係る経営方針及び重点目標や学校の抱える課題、日々の教育活動や非常時における対応等について、学校ブログ等に掲載し、地域や保護者に対して、積極的に学校の取組や子どもたちの状況等の情報の公表に努め、社会に開かれた教育課程と自律的な学校運営の実現を図る。

(12) 安全について

- ①安全な学校環境を保持するため、常日頃から施設や設備等の異常がないかを確認するとともに定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努める。
- ②学校安全計画に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、家庭との連絡方法・登下校の安全確保等も含め、様々な事態を想定した実践的な防災・防犯訓練等を地域と連携して実施し、常にその改善に努める。

(13) 生徒指導について

- ①日ごろから子どもの状況を把握し、ささいな変化を組織として見逃さない体制をつくること。校長の責任とリーダーシップのもとに、小学校においては生徒指導主担者が全校指導体制を構築する中心的役割を担う。
- ②不登校児童への対応にあたっては、不登校未然防止の観点から、日頃より学校・家庭・地域等が連携することの意義について広く周知するため、学校における不登校児童への対応方針を学校ブログに掲載するなどし、すべての児童が安心して過ごせるよう、魅力ある学校づくりを推進する。
- ③体罰の根絶については、正しい児童理解と信頼関係に基づく指導を行う。

(14) いじめについて

- ①「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校ブログ等を活用することで、学校・家庭・地域が連携し「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。また、毎年度「学校いじめ防止基本方針」が実効性の高いものとなっているか見直しを図る。
- ②生起したいじめに対しては、事実を可能な限り網羅的に把握した上で、迅速かつ適切に対応するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家との協働に努め解決を図る。
- ③児童及びその保護者からいじめについて相談があった場合は、真摯に向き合い児童及びその保護者に寄り添い、傾聴する。

(15) 教育環境の活用について

- ①ICTを学校運営等に効果的に活用できるよう客観的数値をもとに取組を進める。様々な理由で学校に登校できない児童に対して、ICTを効果的に活用した取り組みを行う。ICTを取り扱うにあたり、教職員一人一人が「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」及び「学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル」に沿った情報リテラシーを身に付け、活用する。
- ②学校施設については、適切に管理、使用する。

- ③ICTを活用することで、通知表や指導要録等の事務処理を軽減するとともに、より効果的な学校運営等に向けての見直しや、教職員の働き方改革への取組を推進する。
- ④ICT 機器の管理、運用については、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」及び「学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル」に沿って適切に行う。

(16) 学校図書館機能の充実について

- ①豊かな心を育てるとともに、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことによって情報活用能力等を育成するため、各学校において学校図書館運営方針及び年間計画を策定する。
- ②策定した学校図書館運営方針及び年間計画に則って、司書教諭・学校司書を中心に、読書活動を推進し、学校全体で各教科等における学習や教科横断的・探求的な学習が充実するよう、学校図書館の効果的な活用に積極的に取り組む。
- ③児童が読書の楽しさを実感し、読書習慣と豊かな語彙力を身に付けられるように読書に対する興味・関心を高める工夫を行う。
- ④各学年の学習計画や児童の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行うことができるよう、学校全体で学校図書館の環境整備を行う。
- ⑤文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料など、目的に応じて児童が選択し、主体的に読書活動を行えるような工夫をする。また、新聞については、小学校 2 紙分の配備を行う。

(17) 社会教育と学校教育の連携について

- ①土曜日等に児童の文化・スポーツなどの体験活動に取り組まれる「枚方子どもいきいき広場」事業の実施団体への協力を図る。学校施設の開放については、積極的に推進する。

(18) 児童の放課後対策について

- ①放課後の時間を通じて、児童が自主性や社会性、創造性といった生きる力を育み、可能性を広げるための取り組みを推進する。
- ②留守家庭児童会室をはじめとする総合型放課後事業と連携し、児童の居場所を確保する。
- ③児童の健全育成や安全確保の観点から情報共有や学校施設の活用等、調整・協力体制を構築する
- ④総合型放課後事業は児童の非認知能力の育成に資する事業であり、学校教職員は、本取組の趣旨等を理解し、連携・協力する。
- ⑤児童の見守り機能を強化する。